



令6共済第001号
令和6年4月1日

都道府県・指定都市子ども会連合組織
事務局長 様

公益社団法人 全国子ども会連合会
常務理事 山本 哲哉
(公印略)

「規程細則」ハンマーヘッド掲載の件

時下 益々ご清祥のこととご拝察申し上げます。
日頃より金子連の運営にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、令和6年4月1日以降適用の規程細則をHH（グループ名：kyosai）に掲載しましたのでご連絡致します。

尚、主な改正点は下記2の通りです。

記

1 掲載場所

《HH（グループ名：kyosai）》⇒《各事務資料》⇒《共済賠償様式マニュアル》
⇒《14.規程細則改正（20240401）》

2 主な改正点（下線部分）

【事業方法書】

第6条（補償の対象となる活動）第1項

（2）年間行事計画書の個別の「行事・活動」の実施予定日、会場、参加予定人数が変更となった場合でも、その変更内容の提出は不要とする。
ただし、「行事・活動」の追加および名称が変更となった場合については、実施日の前日までに当会に提出する必要がある。

第6条（補償の対象となる活動）第2項

（1）「往復中」とは

a. 被共済者の住所（集合住宅の場合は：専用部分の出入り口（玄関）を出てからをさし、一戸建ての場合は：居住用の家屋を出たところとする）と指定の集合場所または解散場所とを結ぶ合理的な経路を通常経路として往復中とする。

【改正前は、敷地と道路の境をでたところ】

c. 解散場所（放課後体験活動においては活動場所）から被共済者の住居ではなく、定期的に特定の場所（祖父母の住居や塾）に行く場合、往復中とする。ただし、管理者に報告があり、管理者が把握していることが必要である。
尚、その後特定の場所（祖父母の住居や塾）から被共済者への住居までの途上は往復中には含まない。

【共済約款】

第7条（医療共済金の支払）第1項

（1）健康保険等を適用しないで治療を受けた場合については支払対象外となる。

例えば、労災保険を適用して治療を受けた場合や交通事故で加害者の負担で治療を受けた場合等は支払対象外となる。

以上

【担当 岩堀 梅野 高橋 西尾】